⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に大和北道路シールドトンネル他予備修正設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）令和２年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、大和北道路シールドトンネル他予備修正設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、大和北道路シールドトンネル他予備修正設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、大和北道路シールドトンネル他予備修正設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。

４⑴２）の認定を受けていない構成員が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「大和北道路シールドトンネル他予備修正設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、近畿地方整備局奈良国道事務所において技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

**○第２号**

１　業務内容

⑴　業務名　大和北道路八条地区換気施設設計他業務

⑵　業務内容　本業務は、大和北道路における奈良県奈良市八条２丁目地先のシールドトンネル換気施設の概略設計等を実施することを目的とする業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

八条地区換気施設設計　Ｎ＝１箇所

奈良ＩＣ修正設計業務　Ｌ＝600m

⑶は第１号１⑶に同じ。

２　申請の時期

第１号２に同じ。

３　申請の方法

⑴は第１号３⑴に同じ。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に大和北道路八条地区換気施設設計他業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

⑶は第１号３⑶に同じ。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴は第１号４⑴に同じ。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、大和北道路八条地区換気施設設計他業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、大和北道路八条地区換気施設設計他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、大和北道路八条地区換気施設設計他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷は第１号４⑷に同じ。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

第１号５に同じ。

６　資格審査結果の通知

第１号６に同じ。

７　資格の有効期間

第１号７に同じ。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「大和北道路八条地区換気施設設計他業務△△・××設計共同体」とする。

⑵は第１号８⑵に同じ。

## 競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度において裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和２年10月30日

最高裁判所事務総局経理局長　氏本　厚司

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び区分

⑴　工事種別

建設工事：建築一式工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、解体工事

⑵　業務種別

測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務